

報告第 7 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の 算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく日出町水道事業会計、日出町公共下水道事業特別会計、日出町漁業集落排水事業特別会計及び日出町農業集落排水事業特別会計毎の資金不足比率について、日出町監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
日出町水道事業会計	—	1 各特別会計とも資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は、特別会計毎に 20.0％。
日出町公共下水道事業特別会計	—	
日出町漁業集落排水事業特別会計	—	
日出町農業集落排水事業特別会計	—	